

令和4年 8月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年8月22日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員 11名

1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 淵 勝
9番 高橋久美子 10番 小 池 毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 17名

12番 柏 木 武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
17番 神 山 守 19番 酒 主 学 20番 星野由起夫 21番 西 卷 光 次
22番 福 田 浩 一 23番 柴 田 洋 一 25番 福 田 重 勝 26番 福 田 隆 夫
27番 大 島 昭 吾 28番 阿久津文枝 29番 大 貫 宣 秀 30番 佐 藤 修 一
31番 小 倉 政 一

欠席推進委員 16番 福田正明 18番 村 上 隆 24番 吉原浩之

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第20号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第21号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第52号 非農地証明願について
- 第8 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。また、推進委員につきましては20名中17名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和4年8月 日光市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長

(議事日程を朗読)

- 福田 絹江 議長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思います。1番川村耕一委員、11番渡邊悦子委員のご両名を指名いたします。
なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。
- 福田 絹江 議長 つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり)
異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。
それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。
- 福田 絹江 議長 日程第3、報告第20号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)
はい、川村主任お願いします。
- 川村 光代 主任 報告第20号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は2件ございましたが、1番は令和4年7月7日に取下げとなりました。許可書につきましては1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年7月21日。
許可日および指令番号につきましては、令和4年7月21日、日農委指令第4-6号で許可書を発行しております。以上でございます。
- 福田 絹江 議長 報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
それでは次に移ります。
- 福田 絹江 議長 日程第4、報告第21号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)
はい、川村主任お願いします。
- 川村 光代 主任 報告第21号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は6件ございました。許可書につきましても6件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和4年7月21日。許可日および指令番号につきましては、令和4年7月21日、日農委指令第5-13号から18号で許可書を発行しております。以上でございます。
- 福田 絹江 議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。
(「なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
ないようですので次に移ります。
- 福田 絹江 議長 日程第5、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。

小池部会長から全体の説明をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

今月の議案の現地調査は8月17日に、担い手育成部会が2班体制で行いました。1班が高橋久美子副部会長、福田富美男委員、神山守委員、事務局から河合事務局長、福田係長が対応いたしました。2班は富田順子委員、大島昭吾委員、福田会長、私、小池、事務局から鯉沼主査と川村主任が対応いたしました。担当委員ですが、議案第50号、農地法第3条の1番については、富田委員、2番は大島委員、議案第51号、5条申請の1番から3番は大島委員、4番は福田富美男委員、5番は神山委員、議案第52号、非農地証明願の1番を神山委員、2番を福田富美男委員、3番を富田委員が担当しました。それぞれ担当者がご説明しますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

私は、議案第50号の1番を担当いたしました。本申請は日光市森友地内における贈与を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、日光市役所から東へ1.6キロメートルに位置します。日光市役所から国道119号線を宇都宮方面に500メートルほど進み、T字路を左折して旧道に入り900メートル進み、左折して170メートルのところに申請地があります。譲受人が立ち会いました。申請地は2筆あり、登記簿は原野、現況は田です。譲受人は所有農地を適切に管理し家族3人で主に水稻を作付けしております。申請地は、すでに親の代には耕作、管理していたことです。申請地は、譲受人宅の近くにあり、現在耕作している田の地続きでもあります。農地取得後も適切に管理するものと思われま。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

この案件は無償での贈与になります。譲渡人も譲受人もこの土地の存在を以前は知らなかったということで、譲渡人が整理をしていてわかったということです。小作として作り続けていましたが、代が変わって地主と耕作者があやふやになっていたということです。旧今市地域ではよくある事例です。無償での贈与になります。写真の中に建物がありましたが、基礎がないことと、農業用に使用している倉庫で面積は200平米以下で、その旨の届出をしているということです。問題ないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(川村農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

現在、耕作しているのは、譲渡人ですか。

小池毅農業委員

はい。

福田絹江議長

他になにかございましたらお受けいたします。

先程の説明の中の農業用倉庫について、施行規則に定められていると思いますが、事務局から説明をお願いします。

(河合誠一事務局長挙手)

河合誠一事務局長

はい、河合事務局長。

農地法施行規則第29条についてご説明いたします。「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」と、ややこしい書き方になっていますが、農地を農業用施設に供する場合は農地転用の制限の例外として取り扱うことと定められていますのでこれに該当するものと考えております。

福田絹江議長

ありがとうございました。他になにかございましたか。

（「なし。」との声あり）

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

（大島昭吾委員挙手）

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

私は、議案第50号の2番を担当いたしました。本申請は日光市板橋地内において贈与を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。申請地は、板橋バイパスのコンビニがある交差点から南へ870メートルに位置した場所周辺にあります。案内図ですが、板橋バイパスのコンビニがある交差点から南へ830メートル進みT字路を左折した周辺に申請地があります。申請地は14筆あり、7ヶ所に分散しています。こちらは板橋バイパスの西側に位置する畑です。自宅北側にも畑があります。それでここに問題があります。この225平米ほどの●●番の土地ですが、登記簿は田になっていますが、写真でわかりますようにサクラやサカキの木があり、ここを農地として贈与の対象として認められるかという疑問があります。現地調査後の部会の検討会で、今回の3条申請からこの1筆を除いてはどうかとの意見がありまして、総会で皆様のご意見を伺ってはどうかということになりました。今回の申請は親子間の贈与です。残りの土地にはソバ及び水稲を作付けしており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしているため問題がないと考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

（小池毅農業委員挙手）

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

大島委員から話がありましたように問題の土地は、4ページの一番上になります。農振農用地区域内になっています。ここの非農地証明を出すためには、農振除外の手続きが必要になり時間がかかります。親子間の贈与で、生前一括贈与になるということで、農業者年金とか税の猶予の申請があるかどうか確認したのですが、そのようなことはないということで、一括でなくても問題はないかと思えます。専門家に委任されているということですが、部会として結論が出ませんでしたので、総会の場でご審議いただければと思います。

福田絹江議長

ただ今ご説明がありましたように、一筆については農地としてみなせないのではないかと部会での統一見解ですので、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

（大島一比古推進委員挙手）

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

確かに見た目は農地として見られないかもしれませんが、現況が農地となっている以上は農地法の農地として成立していて、あとのことは、目的に応じて用途区分変更するとか除外をするとかして、農地として譲り受けして問題ないと考えます。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長
小池毅農業委員

はい、小池委員。

このような前例があったかどうか、前例がないとすればさらに慎重に審議しなければならないと思いますので、まず前例があったかどうか確認したいと思います。

(川村光代主任挙手)

福田絹江議長
川村光代主任

はい、川村主任。

少なくとも10年はないです。

(大島一比古推進委員挙手)

福田絹江議長
大島一比古推進委員

はい、大島委員。

前例がなくても、問題があれば農振農用地区域から除外をして地目を変更するように指導することができるかどうかだと思います。例えば広大な土地の中に一部雑木や荒れた部分があっても契約はあり得ると思います。ただ法的にそれがどうなのかという話になると思います

福田絹江議長

農振農用地区域であっても条件次第では、農振農用地区域から除外をすることができるかどうかを確認していますか。

川村光代主任

農林課に確認しましたところ、農業委員会で非農地の判断がされるということであれば除外にはなるでしょうという回答でした。

福田絹江議長

先に農地からはずしてもらおう手続きをするか、先に一括贈与の手続きをしてから、農地からはずすのかということになるかと思います。いずれにしてもここで農地としてみなせるかどうかを審議して次に進めていきたいと思います。

(大島一比古推進委員挙手)

大島一比古推進委員

はい、大島委員。

譲り受けた人が木を伐採して農地に復元するというとも考えられると思います。そうした場合は農地として譲り渡しができると思います。復元できるということであれば、面積の大小にかかわらずどうなのだろうかと考えます。

(河合事務局長挙手)

福田絹江議長
河合誠一事務局長

はい、河合事務局長。

今のお話をもっともだと思います。今回申請があった14筆の土地の内、1筆は農地としてみなせないのではないかとの調査結果でありました。調査前に伐採、伐根等をすれば何ら問題なかったと思います。考え方としまして14筆を必ずセットとして許可ということではなくて、13筆を許可し1筆のみ疑義ありということで申請人に返すことは可能です。

大島昭吾推進委員

残りの13筆は田と畑で、一部にはソバを作っており、譲り受け後も適正に管理されるものと考えられます。問題は、●●番の土地が農地として適正に管理されるかどうかということだと思います。農地とみなされない土地は、3条申請から除外して地目変更登記をする方法もあるのではないかと思います。

福田絹江議長

報告にもありますように13筆については何ら問題がないということです。13筆について、許可することに賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤委員。

私は、このようなケースはありがちだと思います。基本的な考え方として、生前一括贈与という捉え方でいけば、一部について適正に管理されていないとしても、それ以外問題がないのであれば、分けることなく全部を認めるべきだと思います。私の意見は以上です。

福田絹江議長
福田浩一推進委員

河合誠一事務局長

福田絹江議長

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

この案件は、税金対策だと思います。国税は猶予されると思いますが、県税はかかってくると思います。確認をした方がよろしいと思います。

ご審議中申し訳ございませんが、休憩をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時48分～午後4時01分)

福田絹江議長

それでは会議を再開いたします。この案件は、現地調査の検討の段階で、ご覧になっている●●番の1筆は農地としてみなせない、他の13筆については農地としてみなせるという状況でした。13筆について原案のとおり『許可』、1筆については『不許可』とすることで採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

●●番の農地の他の13筆については原案のとおり『許可』、●●番の1筆については『不許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よりまして、番号2番は●●番の土地を除く13筆については『許可』、●●番の土地については『不許可』とすることに決しました。

今回の一括の贈与は急ぎではないということで、●●番の土地について、これから申請者が、非農地として申請するとか、農地に復元するとかいろいろ方法はあると思います。この先、このようなケースは多々あると思います。今回のこの1筆は少ない面積でしたが、今後はもっと広い面積の土地がでてくるとも限りません。大変厳しい判断だと思いますが、そのときには今回のことが基になると思います。

福田絹江議長

日程第6、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番、2番、3番は関連がありますので、一括して担当委員の報告を求めます。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

私は、議案第51号の1番、2番、3番を担当いたしました。同一の転用目的ですので合わせて説明させていただきます。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は土沢地内におきまして、売買により診療所・福祉ホーム・調剤薬局建設を目的として転用する案件です。申請地は土沢インターチェンジから北東860メートルに位置します。市道本町・猪倉線の土沢の交差点を東へ600メートル進んだ右手に申請地があります。3筆で所有者が3人います。登記簿地目、現況ともに田ですが作付けはされておられません。周囲の状況は東側が市道、西側が田、南側が工場の事業所・宅地・市道、北側が市道・宅地・畑です。現地には所有者3名、医療法人の職員3名、測量士1名の合計7名の方が立ち会いました。3筆の面積は5千139平方メートルです。進入路として宅地の所を利用するということで、総面積は5千523平方メートルになります。敷地内に鉄骨2階建ての建物と木造平屋建ての調剤薬局の2棟を建築、78台分の駐車場を設置する計画です。西側の田の所が30～40センチメートル低くなっているため平均30センチメートル盛土し、周囲にL型擁壁を設置するということです。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水はU字溝・暗渠等により集水し、敷地内浸透槽にて処理します。土地利用図

の青色の部分が雨水の浸透槽で、3ヶ所あります。すべて砂利敷のまま使用するという事です。雨水浸透槽は全部で734立方メートルで、1時間あたり100ミリメートルの雨に対応できるようにするという事です。ちなみに平成27年の関東・東北豪雨の時は1時間あたり119ミリメートルでした。また、乗り入れ口は3か所あります。こちらに消火栓を設置します。ここに国有地があります。側溝がありまして、この用水路は現在使っていないため用途廃止をして払い下げを受けるという事です。この用水路の廃止については上猪倉用水組合から同意をもらっているという事です。当然のことながら都市計画法の開発行為の対象になりますが、申請及び審査済みとのことです。問題なければ開発許可と農地転用の許可が同時になる予定で進めているという事です。面積が3千平方メートルを超えていますので、農地の転用に当たっては県の意見を聞かなければならないことになっています。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく申し上げます。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。
(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池部会長。

この案件は開発行為に該当し開発申請が出され、面積のうえでも県にかかる案件で大島委員の説明のとおりです。水路がありましたが、3枚の田がなくなると水路は不要になるということで、払い下げを受けるという事です。以上のことから部会では問題ないと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

川村耕一農業委員
小池毅農業委員
福田絹江議長

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

資料の売買金額は、3筆を合わせてということですか。

3筆合わせてということですか。

他に質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番、2番、3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番、2番、3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

つづきまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

福田富美男推進委員

はい、福田委員。

私は、議案第51号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市瀬川地内におきまして、売買を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。申請地は東武上今市駅から西へ270メートルに位置します。東武上今市駅の所の道路から左折し西へ330メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側が青地と宅地、南側が鉄道用地、西側と北側が宅地です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を子供の遊び場、また家庭菜園として利用する計画で杭打ちがしてありました。ここに東武線が通っています。雨水は敷地内浸透処理します。隣りの住宅との間にこれだけ高く擁壁が設置してあります。隣近所に雨水等の問題はないと思えます。草に覆われていますが、譲渡人も高齢のためな

かなか管理ができない、また、進入路もないということでした。譲受人は平成28年に住宅を建てて、子供も大きくなったので、この土地を譲り受けて子供の遊び場と家庭菜園として利用したいということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。
(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部長。

調査に行った時はこのように草がのびていましたが、定期的に管理はされていたようです。ただいま説明がありましたように譲渡人が高齢となり耕作が難しいというときに今回の話があったということです。譲受人も家庭菜園を始めたいということで問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号4番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

番号5番について担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

神山守推進委員

はい、神山委員。

私は、議案第51号の5番を担当いたしました。本申請は日光市森友地内におきまして、売買により分譲地を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図による説明ですが、申請地は今市中学校から南へ260メートルの所に位置します。案内図による説明です。七本桜交差点を東へ550メートル進んだところにドラッグストア、隣りにスーパー、T字路の所に車のディーラーがあります。そこを左折して約150メートル行った交差点を右折して200メートルのところに申請地があります。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は東側が市道、西側は田、南側が市道、北側が譲渡人の田です。現地には譲渡人、譲受人の会社の方が1名、行政書士、合計3名の方が立ち会いました。今回申請地を買い受け宅地分譲地として利用する計画で杭打ちがしてありました。申請地を4区画に分譲する計画です。雨水は敷地内砂利敷とし、給排水は公共の上下水道を利用します。ここに土留めをするということです。この三角の土地ですが、今回どうして申請されないのか確認しましたところ、こちらの住宅地の方が、ここが鋭角になっているので、ここを譲っていただく予定で後に5条申請を出すということです。また、こちらの道路の方も鋭角になっていまして、ここに隅切りがありますが分譲開発業者の方がこちらにも隅切りを設けたいということです。申請地は、かなり草が生えてしまっていたため、現地調査に来る方に申し訳ないということで草めくりみたいな形で整地したそうで、工事を進めたわけではないということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしく願います。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告願います。

(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部長。

この譲受人の会社は平成16年に設立された日光市内に本店を置く会社です。以前にも今回の申請地の東側の分譲を手掛けている会社です。西側の田の

所有者も承諾しているとのことですので問題ないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号5番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第52号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山守推進委員挙手)

はい、神山委員。

神山守推進委員

私は、議案第52号の1番を担当しました。本申請は、日光市瀬尾地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、瀬尾地内、今市第二小学校から北東へ約230メートルに位置した場所です。案内図による説明です。今市第二小学校の校庭から北へ200メートルほど進み右折し、北へ120メートルほど進み右折し、70メートルほど進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は田、現況は宅地で庭の部分になっています。平成12年撮影の空中写真が添付されております。現地には行政書士が立ち会い杭打ちがしてありました。周囲の状況は、東側・南側・西側・北側すべて宅地です。願出地は、隣接地に昭和63年に居宅が建築されて以降、隣接地と一体として宅地として利用され25年以上経過しております。ただ現状は作業が始まっており、鉄筋まで組んでしまっており、部会として理由書又は弁明書の提出を依頼したらどうかということで、事務局を通して先方に打診していただき、その書類が先日提出されたと聞いております。以上のことから、それを含めて皆さんにご審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

この案件は非農地証明を出すことに特段問題はない案件だったと思われます。周囲の状況からも宅地の一部として使われていたと思われます。ただ現地調査にいった全員がここまで工事が進んでいたことに驚きました。立ち会った行政書士もどうしたらよいか悩んでいたようです。その時点で相談があっべきだったということで部会では理由書の提出をお願いしました。すぐに提出されたそうですが、その理由書付きでの証明願ということになります。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

理由書の内容を公表することはできないのでしょうか。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹。

福田絹江議長

福田貴子主幹

それでは、提出された理由書を読み上げます。「申請地は平成9年に住宅敷地

拡張のため国有地（青地）の払い下げにより取得した土地です。所有権取得時より隣接土地（宅地）と一体として宅地利用を開始しています。このたび、登記地目が田のままとなっていることから、令和4年7月20日に非農地証明願を提出いたしました。しかし、建物新築工事等の都合により土地の一部を整地してしまいました。（令和4年8月9日着工）非農地証明願の提出中でありながら、現状を変更してしまい申し訳ありませんでした。整地により、従来までの使用状況がわからなくなってしまいました。造成前の写真と現在の写真を比較することにより田でなかったことを確認することができます。大変申し訳ありませんが、本書及び添付写真にて本件非農地証明願につきご配慮いただくと助かります。どうぞよろしく願いいたします。」写真もご覧いただきたいと思ひます。

福田絹江議長

何か、ご意見、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（加藤英利農業委員挙手）

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
神山守推進委員

頑丈な基礎工事ですが、何をやるんですか。

別棟の新築の家で2階建てになりますが、写真の手前の方は幅が2メートル40から50センチメートルぐらいしかないの、うなぎの寝床のような形になります。ただ庭側の方から見ると、玄関などの雰囲気はあるのかなと思ひます。

福田絹江議長

他にご質問がないようでしたら採決に移りたいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「はい。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の説明を求めます。

（福田富美男推進挙手）

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

私は議案第52号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市柄倉地内において原野となっている案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、柄倉地内、コンビニエンスストアのある交差点から北西へ約450メートルに位置した場所です。コンビニエンスストアのある交差点から北西へ350メートルほど進み右折し、北へ130メートルほど進んだ先に願出地があります。登記簿地目は畑、現況は原野です。周囲の状況は、東側・西側は道路、南側は宅地、北側は原野です。平成12年撮影の空中写真が添付されております。現地には申請人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は約40年位前まで桑畑として使用していましたが、使用者が高齢のため養蚕業を辞めました。その後、土地を管理しなかったため雑木等により原野化し、現在に至っております。21年以上経過しております。ここに建物がありますが、隣りの方が鶏小屋を貸してほしいということで、1棟3坪ほどの鶏小屋が、10棟ぐらいありました。以上のことから証明することについては問題がないかと思ひますのでご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願ひます。

（高橋久美子農業委員挙手）

はい、高橋副部長。

高橋久美子農業委員

願出地は願出人の親が養蚕業していたということです。写真でもわかりますように、ポールをもっている局長が見えないくらい草が生い茂っていました。面積があり傾斜地でもあるため、管理が行き届かなかったものと思われます。証明することに問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

私は、議案第52号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市大沢町地内において原野となっている案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、大沢町地内、大沢交差点から北へ約300メートルに位置した場所です。案内図による説明です。国道の大沢交差点から北西へ230メートルほど進んだ所を右折し、北東へ150メートルほど進んだ左手に願出地があります。登記簿地目は田、現況は原野です。平成12年撮影の空中写真が添付されており、21年以上経過しております。周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側・北側は田です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。幅1メートルくらいの水路が困ってある状態で、願出地には入れない状態でした。願出地は、湿地であり田植え機も進入困難で、昭和64年(平成元年)より耕作を放棄してしまいました。翌平成2年には既に雑草が繁茂し原野状態になり現在に至っております。遊休農地の調査でも確認しているそうです。近隣の田畑にも迷惑がかかるのできれいにしたいという思いから申請に至ったという行政書士の説明でした。以上のことから証明することに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

先程説明がありましたとおり、願出地は遊休農地として把握していた土地で、今回非農地証明願がだされた案件になります。証明することに何ら問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集

積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

鯉 沼 慶 主 査

はい、鯉沼主査。

議案第53号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』の案件がございます。総会資料は8ページとなります。今月の件数は1件で、面積合計は2筆で9千406平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福 田 絹 江 議 長

農業委員会等に関する法律 第31条第1項 「議事参与の制限」の規定を準用し、31番、小倉政一委員の退席を求めます。

(小倉政一推進委員退席 午後4時14分)

福 田 絹 江 議 長

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第53号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第53号については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

小倉政一委員に着席を許可いたします。

(小倉政一推進委員着席 午後4時15分)

福 田 絹 江 議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年8月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

1 番 委 員

1 1 番 委 員